

令和2年度第3回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 次第

日時：令和2年11月9日（月）午後2時00分～

場所：加東市役所 2階 201会議室

1. 開 会

会長あいさつ

答申

都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について（答申）

2. 報告事項

《資料1》「都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について」の答申を踏まえて

3. その他

《別 紙》意見書について

提出期限 令和2年11月16日（月）

4. 閉 会

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 委員名簿

審議会役職	区 分	所 属 等	氏 名
会長	第3条第2項1号 (学識経験を有する者)	大阪商業大学 総合経営学部教授	梅 野 巨 利
		近畿税理士会 社支部	小 倉 康
会長職務代理者		近畿税理士会 社支部	神 田 耕 司
	第3条第2項2号 (関係団体から推薦された者)	加東市消費者協会	井 上 益 子
		加東市区長会	山 本 貴 也
		加東市商工会	吉田伊佐見
	第3条第2項3号 (一般公募による市民)	一般公募	村野ひろみ
		一般公募	山 上 実 佳
	第3条第2項4号 (その他市長が必要と認める者)	加東市まちづくり推進市民会議委員	村上加奈子
		加東市総務財政部・部長	服 部 紹 吾

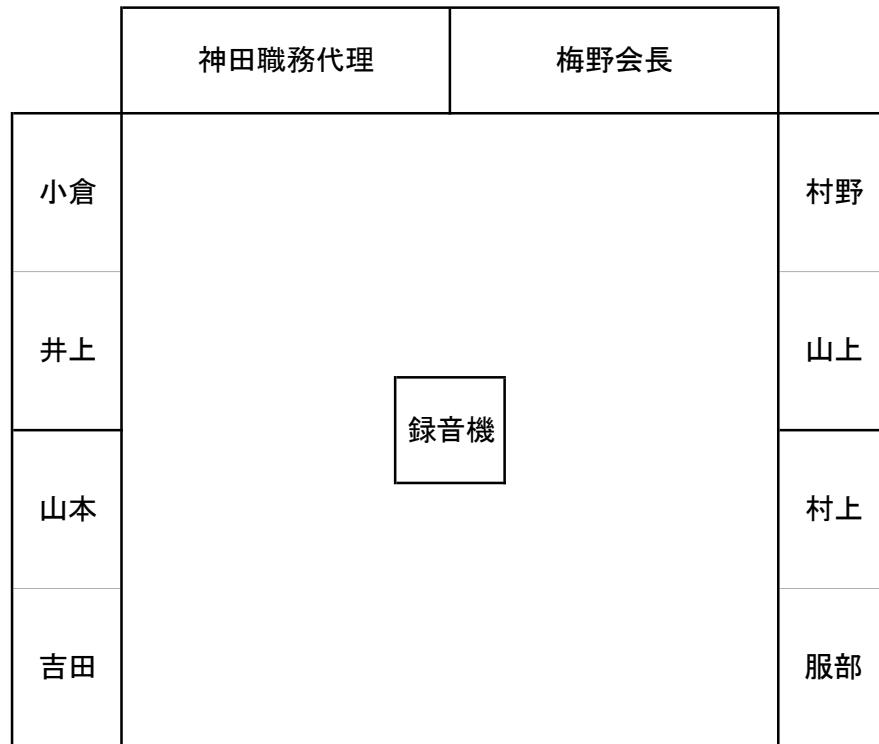
※区分単位で氏名 5 0 音順（市職員選出委員を除く）、敬称略

市・出席者名簿

所属・役職	氏 名
市 長	安 田 正 義
技 監	高 瀬 徹
上下水道部・部長	眞 海 秀 成
上下水道部管理課・課長	阿 江 英 俊
上下水道部工務課・課長	谷 垣 直 哉
上下水道部管理課・副課長	北 島 恭 子
上下水道部管理課・主事	森 脇 茜

令和2年度 第3回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 配席(201)

市長 ←—— 答申(会長)



管理課 阿江課長	上下水道部 眞海部長	高瀬技監	安田市長
-------------	---------------	------	------

管理課 森脇主事	管理課 北島副課長	工務課 谷垣課長	
-------------	--------------	-------------	--

傍聴席 5人

出入口

受付

令和2年11月9日

加東市長 安 田 正 義 様

加東市水道事業及び下水道事業運営審議会
会 長 梅 野 巨 利



都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について（答申）

令和2年7月16日付け諮問第10号で諮問のあった標記の件にかかる諮問事項1及び2について、下記のとおり答申します。

記

1 下水処理場統合整備事業の実施により、公共下水道に編入される処理区域の受益者負担金について

新たに下水道に接続する受益者の負担金及び分担金は、公平性の確保の観点から統一することとし、単位負担（分担）金の額は、1平方メートル当たり550円とするのが適当である。

2 一括納付報奨金制度の廃止について

一括納付報奨金は、負担金の早期確保という趣旨のもと、一定の成果を上げてきたが、本市の下水道整備は概ね完了していることから、廃止するのが適当である。

なお、審議経過及び附帯意見については、次のとおりです。

【審議経過】

加東市では、将来に向けて、効果的かつ効率的な下水道事業の運営を図ることを目的に、合併浄化槽区域を除く公共下水道区域外の処理区（農業集落排水地区、小規模集合排水処理地区及びコミュニティ・プラント地区）を流域関連公共下水道の加古川上流処理区（以下「流域関連公共」という。）及び単独公共下水道の東条処理区（以下「単独公共」という。）へ接続する下水処理場統合整備事業の実施により、生活排水処理区の再編を進めている。このため、本審議会は、加東市長から今後新たに下水道に接続する受益者の負担金のあり方について諮問を受け、慎重に審議を行った。

諮問事項1を検討するに当たっては、公共下水道区域と公共下水道区域外にそれぞれ分けて制定している加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例と加東市生活排水処理事業分担金条例を確認した。

公共下水道区域については、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例により、都市計画

事業として公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき市が徴収する負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法に関し必要な事項を定めている。この条例で規定する負担金の額は、平成18年3月の市町村合併前の旧町の制度内容を引き継ぎ、社地域は1平方メートル当たり580円、滝野地域は1平方メートル当たり550円の面積割方式で、東条地域は1単位当たり30万円の単一定額方式となっている。

公共下水道区域外については、加東市生活排水処理事業分担金条例により、市が施行する農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金の徴収に関し必要な事項を定めている。この条例で規定する分担金の額は、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例と同様に市町村合併前の旧町（公共下水道区域のみの旧滝野町を除く）の制度内容を引き継ぎ、11か所の処理区毎に1単位当たりの金額を設定する単一定額方式となっている。その分担金の額は、処理区毎に一単位当たり17万円強から35万円までの範囲となっている。

ここで、面積割方式と単一定額方式の違いを確認する。

面積割方式は、負担金の総額を当該負担金の地積で除して得た額に、当該受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積を乗じて得られた額を賦課する方法で、受益者負担金の賦課方法として他の自治体でも採用されている事例が多い。

単一定額方式は、先述のとおり、公共下水道区域の単独公共に適用する負担金と公共下水道区域外の処理区に適用する分担金で条例の規定が分かれているものの、世帯人員、土地や建物面積、営業種別に関係なく、一般住宅を1単位（一般住宅以外の単位数は別に定める）とするなど、汚水を排水する施設を有するものとしており、いずれも均一に定額を賦課する方法である。

なお、単独公共の受益者負担金が単一定額方式を採用する主な理由は、次のとおりである。

- (1) 世帯規模や生活様式が同一で各家庭の受益は等しいにもかかわらず、宅地規模の大小によって面積割方式では負担額に差が出る。
- (2) 市街地の割合が少なく、宅地及び宅地化される見込み地を対象としたため。
- (3) 農業集落排水事業等の分担金を考慮した。

以上のような状況を踏まえ、諮問事項1について、本審議会に示された案は、次のAからCまでの3つの案であった。

- A案 公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区のうち、社地域の処理区は1平方メートル当たり580円、東条地域の処理区は1単位当たり30万円に統一する。
- B案 公共下水道区域外から公共下水道区域へ編入する処理区は、すべて単独公共の1単位当たり30万円に統一する。
- C案 すべての処理区の単位負担金を面積割方式とし、その額は流域関連公共の550円に統一する。

次に3つの案の課題等（メリット・デメリット）を検証すると、以下のとおりである。

A案のメリットは、公共下水道区域に適用している現行の各单位負担金の額に統一されるため、既に負担金を納めてきた受益者との公平性が保たれることである。対してデメリットは、流域関連公共に接続する処理区は、単一定額方式から面積割方式に変更となるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握しなければならないことのほか、編入する処理区が公共下水道区域となるものの、単位負担金の額は統一されていないため、受益は等しいはずなのに、新たに公共下水道に接続する受益者間の負担（分担）額に差があることである。

B案のメリットは、公共下水道区域外の処理区は単一定額方式を継続するため、賦課処理が容易なことである。加えて、1単位当たり30万円を変更しないため、単独公共内の接続先である受益者の理解は得られやすいと考える。対してデメリットは、公共下水道区域に編入する社地域の負担金はすべて引下げとなるが、東条地域のそれは、現行の負担額が30万円である少分谷地区を除きすべて引上げとなるため、公平性の観点で疑義が生じることである。また、負担金が引上げられる処理区の受益者には、十分な理解を得なければならないと考える。

C案のメリットは、単位負担金を面積割方式の550円に統一するため、新たに負担（分担）する金額に地域格差が生じないことである。対してデメリットは、公共下水道区域に編入する処理区は、単一定額方式から面積割方式に変更となるため、重複賦課にならないよう、既存賦課地の面積を把握しなければならないことである。また、課題は、面積単価を550円に合わせることの妥当性である。

このように、3つの案については、それぞれにメリットとデメリットなどがあるが、それを踏まえて、委員からは処理区域の再編後にも受益者間で負担額に差があることは、公平性の観点から望ましくない。処理区域を再編するこの機会に負担金と分担金の金額をすべて統一するべきであるという意見が上がり、負担の公平性を欠くことのないよう受益者負担金及び分担金の額は統一するべきという考えで委員の意見は一致した。

ただし、550円とすることで下水道事業の将来の財政計画に影響を及ぼすことはないのかという意見が上がったため、これを検証した。

まず、単独公共の受益者負担金については、土地区画整理事業地における猶予地を除き、全額徴収済みであり、徴収実績もほとんどなかったことから財政計画には収益を少額で見込んでいる。また、生活排水処理事業分担金についても全額徴収済みであり、令和元年度以降の財政計画には収益を見込んでいない。次に、流域公共の単位負担金は30円の差があるが、土地面積で100平方メートルの差があったとしても、3,000円のわずかな金額差である。

これらのことから、550円に統一しても収益面で大きな乖離は生じにくく、下水道財政に及ぼす影響はないことを確認した。

以上による審議の結果、処理区域の再編後の地域間の公平性を確保でき、将来の下水道財政へ及ぼす影響もみられないことから、受益者負担金と分担金は、C案のとおり単位負担金の額を面積割方式の550円に統一するのが適当である。

続いて、諮問事項2の一括納付報奨金制度の廃止について審議した。

まず、一括納付報奨金制度の廃止を審議する前に、この制度が考え出された経緯を知る必要があり、受益者負担金の納付方法を確認した。受益者負担金は、受益者に課す強制的な費用負担となるため、負担金の納付方法については、各自治体の条例等において分割して納付できる制度が規定されていることが多く、加東市も条例施行規則で分割納付を定めている。

ところで、下水道整備を進めていく上では、多額の事業費を賄う資金が必要となるが、供用開始前は使用料収入に頼ることができず、受益者負担金を早期に確保する必要がある、そこで考え出されたのが、一括納付報奨金制度である。この制度は、受益者負担金を一括納付すると、一括納付する額に応じて条例等で定める率の一括納付報奨金が受益者に交付され、負担金額から報奨金を差し引いた金額で納めることが可能となるものである。この一括納付報奨金制度は、加東市も採用したことにより、下水道整備時に直ちに下水道接続の予定がなかった受益者も含め、多くの方が一括で納付されたため、下水道整備の促進に大きく寄与することとなった。

しかしながら、平成4年度の初期の供用開始から20年以上が経過し、下水道整備が概ね完了している中では、一括納付報奨金を交付し、負担金を早期に回収する必要がなくなっていることから、この制度を継続する意義が薄れているため、その存否について検討する必要がある。

ここで、各市町の受益者負担金制度の採用状況をみると、関西地方は全国的に見ても汚水処理人口の普及率が高く、大阪府と兵庫県で多く採用されている。一方で、和歌山県や奈良県は、公共下水道以外の農業集落排水事業、漁業集落排水事業や合併浄化槽による区域が多いため、受益者負担金制度を採用している市町が少ない。兵庫県は、41の自治体のうち36の自治体が受益者負担金制度を採用している。

次に、受益者負担金制度を採用している自治体の中で、一括納付報奨金制度を採用している自治体の状況は、関西地方で一番採用率が高いのは大阪府87.2%で、一番低い和歌山県の18.8%とバラツキがあった。兵庫県は58.3%で、半分強がその制度を採用している。

最後に、一括納付報奨金制度はあったが既に廃止している自治体に、一括納付報奨金制度の主な廃止理由を調査した結果、下水道整備が概ね完了し、この制度が役割を終えたと判断したことや、市町の方針で、市税等の一括納付報奨金制度と併せて廃止したというものが目立っており、北播磨の自治体の中でも、加西市は同様の理由で廃止していることを確認した。

加東市は、市税の一括納付報奨金制度を平成20年度に廃止しているものの、下水道事業に関しては、土地区画整理事業で整備中の土地があり、完全に整備が終わっているわけではなかったことから、この制度の廃止は時期尚早であると判断した。しかしながら、現在は、下水道整備が概ね完了し、編入する処理区が公共下水道となるこのタイミングで廃止するのが適当であるとの意見が上がり、これに対する委員の異論はなかった。

以上による審議の結果、「一括納付報奨金制度の廃止について」は、負担金の早期確保に一定の成果を上げてきたが、下水道整備が概ね完了したことから、廃止するのが適当である。

【附帯意見】

- (1) 新型コロナウイルス感染症による景気低迷の厳しい社会・経済情勢のもとで、受益者

負担金（分担金）の設定は、直接市民生活に及ぼす影響が大きいことから、設定の趣旨、内容等を市民に理解していただくための周知期間を十分にとり、効果的な広報活動に努められたい。

- （２） 下水道は、生活環境の改善や水環境の保全を図る上で、大きな役割を果たしている。加東市においては、下水道整備が概ね完了し、維持管理に主眼が置かれた事業運営が行われていることから、下水道の重要性について市民の理解と関心を深めることを目的とした啓発活動に一層推進していただきたい。

「都市計画下水道事業受益者負担金のあり方について」の答申を踏まえて

1 受益者負担金・分担金制度の変更

(1) 趣旨

公共下水道区域外の 11 処理区は、下水処理場統合整備事業の実施により、公共下水道へ接続・統合し、公共下水道区域に編入することに伴い、受益者負担金・分担金制度を変更します。

なお、受益者負担金・分担金は、下水道を整備することによって環境の改善、利便性や快適性の向上等の利益を受ける方に、整備事業費の一部を負担いただく部分は共通していますが、表 1 のとおり徴収根拠となる法令が異なります。

表 1 受益者負担金・分担金制度の根拠法令

制度	根拠法令	
受益者負担金	都市計画法第75条	都市計画事業として施行する下水道事業
分担金	地方自治法第224条	都市計画事業として施行されない下水道事業

(2) 公共下水道へ編入する処理区と受益者負担金・分担金の徴収根拠

公共下水道へ編入する処理区と受益者負担金・分担金の徴収根拠は、表 2 のとおりとなります。（3 ページの加東市：生活排水処理計画図を参照）

表 2 公共下水道区域へ編入する処理区と受益者負担金・分担金の徴収根拠法令

編入前

事業	処理区・処理区域		根拠法令
農業集落排水	上福田北部	上三草、牧野、吉馬の各一部	地方自治法第224条
	上福田中部	上三草、山口、馬瀬の各一部	
	上鴨川	上鴨川、平木の各一部	
	下鴨川	下鴨川、平木の各一部	
	秋津	秋津の一部	
	川北	吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢の各一部	
	川南	東垂水、大畑、藪の各一部	
小規模集合排水処理	少分谷	少分谷の一部	
コミュニティ・プラント	畑・廻漕・池之内	畑、廻漕、池之内、上久米の各一部	
	上久米・下久米	上久米、下久米の各一部	
	平木	平木の一部	

編入後

事業	処理区・処理区域		根拠法令
公共下水道	流域関連公共（加古川上流処理区）	上三草、牧野、吉馬の各一部	都市計画法第75条
		上三草、山口、馬瀬、上鴨川、下鴨川、平木の各一部	地方自治法第224条
	単独公共（東条処理区）	秋津、少分谷、吉井、小沢、栄枝、厚利、松沢、東垂水、大畑、藪の各一部	都市計画法第75条
流域関連公共（加古川上流処理区）	上久米、下久米の各一部	都市計画法第75条	
	畑、廻漕、池之内、平木の各一部	地方自治法第224条	

(3) 単位負担（分担）金額について

単位負担（分担）金額を1平方メートル当たり550円に統一することによる受益者負担金・分担金額の急激な増加を緩和するため、一定の間は、改正前と改正後で算定した額を比較し、いずれか低い額とする特例措置を検討します。

なお、改正前に負担金・分担金の徴収を猶予した土地等については、地域間の公平性を優先して確保するため、改正後の新しい単位負担（分担）金額を適用します。

表3 単位負担（分担）金額を統一する場合の留意点

改正前			改正後	
事業	処理区	単位負担(分担)額	事業	単位負担(分担)額
公共下水道	社	580円/㎡	公共下水道	550円/㎡ 特例措置として、一定の間は、改正前と改正後で算定した受益者負担金・分担金を比較し、いずれか低い額とする。 (激変緩和措置) 改正前に負担金・分担金の徴収を猶予した土地に対しては、改正後の新しい単位負担(分担)額を適用する。 (地域間の公平性を優先確保)
	滝野	550円/㎡		
	東条	300,000円/1単位		
農業集落排水	上福田北部	350,000円/1単位		
	上福田中部	306,600円/1単位		
	上鴨川	350,000円/1単位		
	下鴨川	350,000円/1単位		
	秋津	272,590円/1単位		
	川北	175,680円/1単位		
	川南	243,870円/1単位		
小規模集合排水処理	少分谷	300,000円/1単位		
コミュニティ・プラント	畑・廻淵・池之内	350,000円/1単位		
	上久米・下久米	338,000円/1単位		
	平木	350,000円/1単位		

※事業の区分は会計セグメント、処理区の表示は現行条例の別表に定める事業名によるもの

(4) 一括納付報奨金制度の廃止について

本制度を廃止する場合は、加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第11条の規定を削除します。

加東市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則

(一括納付報奨金)

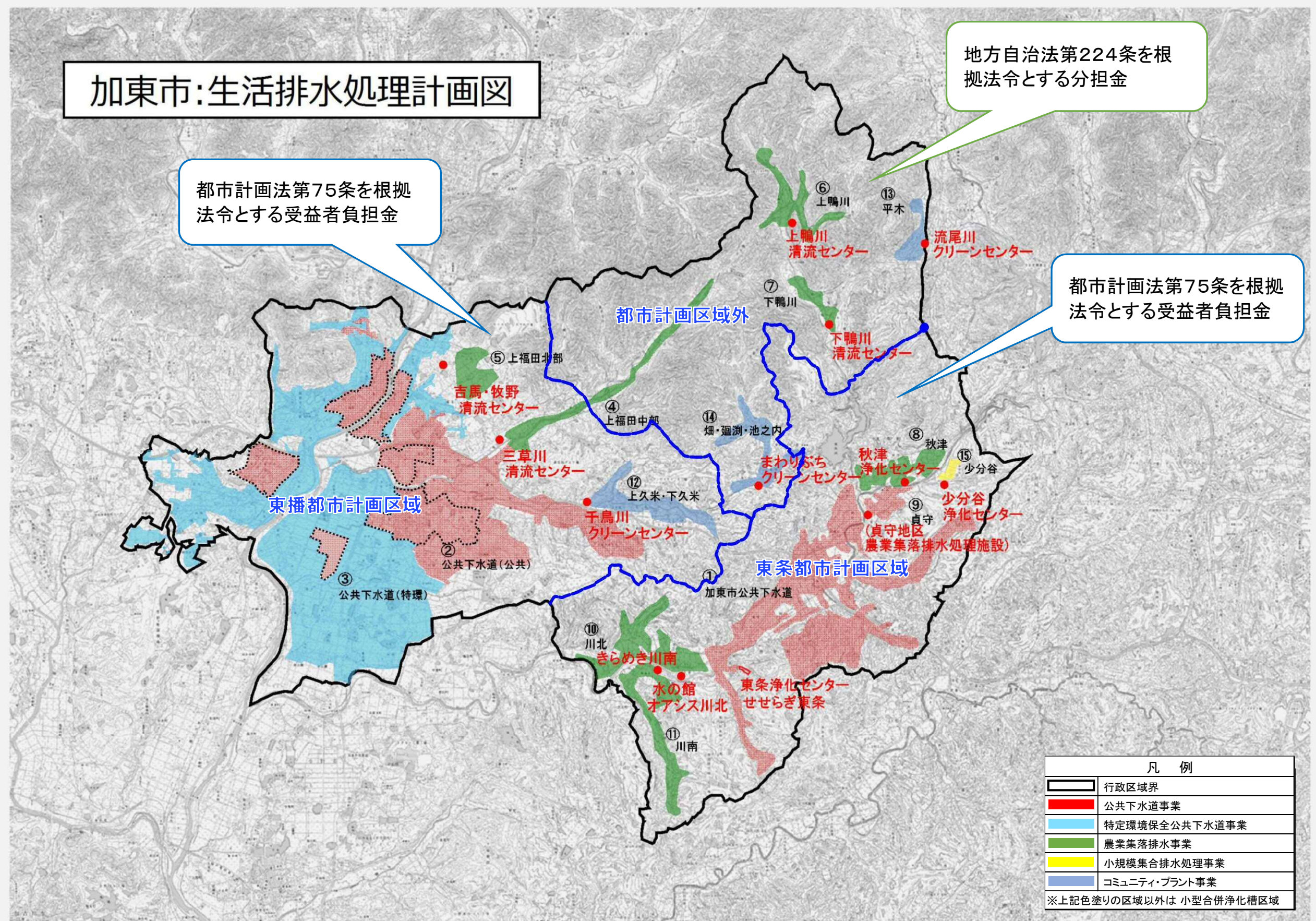
第11条 受益者が条例第6条第5項により、当該納期の後の納期に係る金額の負担金に相当する金額を併せて納付した場合においては、納期前に納付した負担金額の100分の0.5に、納付前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を当該受益者に一括納付報奨金として交付するものとする。ただし、条例第7条若しくは第8条第2項又は前条第4項の規定の適用を受けた負担金の一括納付については、この限りでない。

加東市:生活排水処理計画図

都市計画法第75条を根拠法令とする受益者負担金

地方自治法第224条を根拠法令とする分担金

都市計画法第75条を根拠法令とする受益者負担金



意見書

別紙

令和2年度第3回加東市水道事業及び下水道事業運営審議会 (R2.11.9開催)に関する意見等

委員名

資料No.	ページ	意見等

資料No.	ページ	意見等

その他意見等

令和2年11月16日（月）までに提出いただけますようお願いいたします。

■お問い合わせ・提出先

〒673-1493 加東市社 50 番地
 加東市上下水道部管理課（庁舎 3 階）
 担当：北島 恭子
 TEL：0795-43-0533（直通）
 FAX：0795-43-0548
 E-Mail：jogesui-kanri@city.kato.lg.jp